

保険で良い歯科医療の実現を求める意見書

「健康の入り口」である歯や口の中を健康な状態に保ち、噛むことや飲み込む機能を維持・回復することは全身の健康増進につながり、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）を向上させます。また、それが国民医療費の節減にも役立っていることが「8020運動（80歳で20本の歯を残す取組み）」や認知症の発症率調査などからも明らかになってきました。急速に高齢化が進むわが国において、「保険でより良い歯科医療を」の声は一層大きくなっています。

しかし、残念ながら今の歯科医療は、医療費抑制策によって診療報酬が低く抑えられているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されています。一例として「手間と時間がかかる」入れ歯の作製・調整の診療報酬も低く抑え、算定回数を制限するなどの厳しい条件があるため、従来以上に保険でより良く噛める入れ歯の提供が困難になっています。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っています。このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することになりかねません。

ただ、保険でよい歯科医療を行うためには歯科医療提供側の技術研鑽や育成の教育課程の充実なども必須課題であるので、厚生労働省だけでなく文部科学省との横断的な施策を講じる必要があります。

上記の点から、保険で歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、保険でより良く噛める入れ歯が提供できるなど、保険でより良い歯科医療が行えるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月27日

千葉県袖ヶ浦市議会議長 福原 孝彦

内閣総理大臣 様

財 務 大 臣 様

厚生労働大臣 様

文部科学大臣 様